

1. 身体的拘束0指針に関する基本的な考え方

① 身体拘束の禁止

身体拘束は利用児者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。株式会社とびら、訪問看護ステーションとびら、児童ディサービスやっほは、利用児者一人ひとりの尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、事業所を運営し、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、原則として実施しません。

②身体拘束0指針に沿って、委員会の設置、身体的拘束0に取り組みます。

2. 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子、バギー、椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子、バギーや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T字型抑制帯や腰ベルト車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある方の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等を紐等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

3. 目指すべき目標

利用児者への理解と基本的なケアの向上により、身体的拘束の解除に向けて取り組みます

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努めます

① 利用児者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束を除きます

利用児者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施します

② 責任ある立場の職員が率先して組織全体の資質向上に努めます

管理者、児童発達支援管理責任者等が率先して、組織全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作ります。特に認知症及び認知症による行動心理症状について施設全体で習熟に努めます

③ 身体的拘束0のため利用児者、その家族と話し合います

利用児者、その家族にとってより居心地のいい環境、ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます

4. 身体的拘束0委員会の設置及び開催

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束0のため体制を維持、強化します。

(1) 身体的拘束0委員会の設置及び開催

身体的拘束0委員会を設置し身体的拘束0を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用児者に係る状況の確認を含みます。委員会は年2回定期で開催します。特に利用児者の家族が身体的拘束を実施している場合は、臨時会議を開催し、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します

(2) 委員会の構成

委員長 児童ディサービスやっほの児童発達支援管理責任者

副委員長 訪問看護ステーションとびらの管理者

委員 保育士、看護師、理学療法士等、児童指導員

(3) 委員の役割

委員長 身体的拘束責任者

副委員長 委員長の補佐・調整

委員 家族等との連絡調整、記録

利用児者、その家族への説明、意見調整

ケア方法の工夫、記録とその活用、ケアマネジャー又は医療相談員との連携

医師との連携、医療機関との連携、

(4) 委員会の検討内容

- ① 身体的拘束案件の検討
- ② 3要件の再確認
- ③ 3要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用児者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します
- ④ 身体的拘束の開始を検討する場合は、3要件の該当状況、代替案について検討します
- ⑤ 身体的拘束が必要と判断した場合は医師、家族等との意見調整の進め方を検討します
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直しをします。
- ⑦ 今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑧ 議論のまとめ

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切な作成、説明、保管するほか、委員会の結果について全職員に周知徹底します。特に、臨時開催した場合、その利用児者の該当する行政機関及び連携機関に報告します

(6) 身体的拘束0のための研修

身体的拘束0のため、職員採用時の他、年2回の頻度で定期的な研修を実施します
研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（概要）を記載した記録を作成します。

5. 三要件の確認

①

切迫性：利用児者または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと

一時性：身体的拘束が一時的なものであること

②

三要件合致の確認

利用児者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、解除に向けて取り組みます。

③記録

三要件を確認し身体的拘束を実施する場合、次の事項について具体的に利用児者、その家族等に説明し書面「身体的拘束に関する報告書」で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる個別の状況及び理由
- ・拘束の方法（場所、行為、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除予定（解除予定は必須）

1. 身体的拘束を実施している場合の日々の記録「身体的拘束に関する日々の態様記録」
拘束の実施状況や利用児者の日々の態様（時間や状況毎の動作や様子等）を記録し、身体的拘束0委員会で拘束解除に向けた取り組みをします。

2. 本指針の閲覧

本指針は、本社で使用する安全管理マニュアルとともに、全ての職員が閲覧可能とするほか、利用児者およびその家族も閲覧できるよう、掲示とホームページに公開します。

【自社 HP】

<https://www.tobirakawanishi.com/>